

農林水産省が直接採択する 補助事業のご紹介(農政事務所窓口(抜粋)) (平成23年度版)

1 産地収益力向上支援事業

2 農業生産における地球温暖化対策

- ・施設園芸の温室効果ガス排出削減対策
- ・施設園芸省エネ設備導入型

3 農業生産環境対策事業(地区推進事業)

- ・施肥指導体制強化事業
- ・土壌診断実施体制強化事業
- ・地域有機資源肥料化推進事業

4 自給率向上重点支援事業

- ・麦・大豆等生産拡大地区事業

5 農畜産業機械等リース支援事業

- ・産地活性化型
- ・飼料生産拠点育成型
- ・畜産新規就農支援型

平成23年 6月

九州農政局福岡農政事務所



1 産地収益力向上支援事業

- ①推進事業（定額、1/2以内）
 - ・一般地区推進事業
 - ・有機農業地区推進事業
 - ・農業所得向上新分野支援地区事業
 - ・地域バイオマス支援地区推進事業
 - ・乳業再編地区事業
 - ・食肉等流通合理化地区事業
- ②整備事業（1/10以内）
 - ・融資主体型補助整備事業
- ③リース事業（定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内））
 - ・産地活性化型
- ④追加的な支援措置（定額、1/2以内）
 - ・先進的総合生産工程管理体制構築
 - ・地産地消の推進
 - ・高度技術導入
 - ・花粉交配用昆虫等国内供給力強化

対策のポイント（うち一般地区）

産地自らが、収益力向上のためプログラムを策定し、その実現に向けた実施する生産・流通・加工分野での取組等を支援します。

<主な内容>

1. 産地の収益力向上への取組に対する支援（推進事業）

産地において、農業団体のみならず、市町村、普及指導員等産地内外の農業関係者が結集した協議会により策定する産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化を図る取組に対して総合的に支援します。

2. 産地の収益力向上に必要な施設整備に対する支援（整備事業）

推進事業における採択地区が、産地収益力向上プログラムの実現のために必要とする施設の整備・再編に対し、支援します。

2 農業生産における地球温暖化対策

① 生産環境総合対策事業の活用

- ・施設園芸の温室効果ガス排出削減対策（1/2以内）

先進的省エネルギー加温設備及び高断熱被覆設備を組み合わせた設備の導入を支援します。

（ハイブリッド加温設備、木質バイオマス利用加温設備、外張多重化設備、内張多層化設備、）
（事業実施主体：農業者団体）

② 農畜産業機械等リース事業の活用

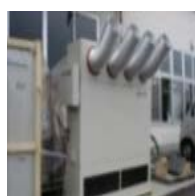
- ・施設園芸省エネ設備導入型（定額（リース料のうち物件購入価格の1/2以内））

施設園芸の省エネ化に必要な設備のリース導入を支援します。

（事業実施主体：農業者グループ、認定農業者）



循環扇



ヒートポンプ



外張の多重化

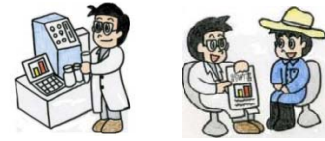


内張の多層化

3 農業生産環境対策事業（地区推進事業）

・施肥指導体制強化事業（定額）

県と地域の施肥指導に関わる関係者（県、JA、肥料販売点等）が連携した施肥指導の体制を整備強化する取組を支援します。（事業実施主体：協議会）



・土壌診断実施体制強化事業（定額）

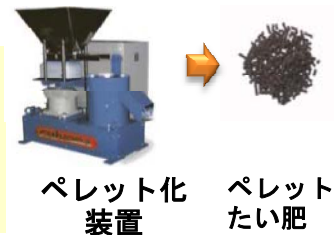
肥料コストの低減に資する施肥体系への転換を促す取組を支援します。土壤診断に基づく施肥指導

（事業実施主体：農業者団体等）

・地域有機資源肥料化推進事業（1/2以内）

地域において十分に活用されていない有機資源の肥料としての活用を促進する取組を支援します。

（事業実施主体：農業者団体、民間団体等）



4 自給率向上重点支援事業 （麦・大豆等生産拡大地区事業）

①推進事業（1/2以内）

- ・ 検討会の開催
- ・ 基本的生産技術力強化活動
- ・ 実証展示ほ場の設置
- ・ 新技術の導入効果の調査・評価
- ・ 新技術導入に係わる機械・設備の導入（リース）
（* 物件残存価格（税抜き）+ 諸経費（税抜き））/ 法定耐用年数のうち残存年数

②整備事業（1/3以内）

- ・ 耕種作物小規模土地基盤整備（ほ場整備、暗きょ施工他）
- ・ 耕種作物共同利用施設整備（穀類乾燥調整貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設他）

③追加的支援措置

農畜産物機械等リース支援事業
（* リース物件価格の1/2以内）

事業対象品目： 麦、大豆、新規需要米、加工米、そば、なたね

事業実施主体： 麦・大豆等生産拡大推進協議会

対策のポイント

産地における麦、大豆、新規需要米等戦力作物の生産拡大に向けた取組を総合的に支援します。

<主な内容>

食料自給率向上に向けた生産拡大の取組に対する支援

産地における生産拡大に向けた計画策定や体制づくりなどの推進事業を中心に、推進事業を実施するに当たって必要となる小規模土地基盤整備や共同利用施設の再編・整備を支援します。

5 農畜産業機械等リース支援事業

対策のポイント

産地の活性化、飼料生産拠点育成、畜産業新規就農の促進等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

<主な内容>

1. 産地活性化型(定額(リース料のうち物件購入相当の1/2以内))

産地の収益力の向上や戦略作物等の生産拡大を図るため、協議会が策定したプログラムに基づく取組に必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

(事業実施主体:協議会)

2. 飼料生産拠点育成型(定額(リース料のうち物件購入相当の1/2以内))

飼料生産を担うコントラクター等飼料生産組織の経営の高度化及び国産粗飼料の流通拠点における広域流通の推進に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

(事業実施主体:民間団体、農業者団体等)

3. 畜産新規就農支援型(定額(リース料のうち物件購入相当の1/2以内))

畜産部門の経営継承等を促進するため、新規就農者が必要とする農業機械等のリース導入を支援します。

(事業実施主体:民間団体、農業者団体等)

その他のリース事業の活用

・畜産防疫体制強化リース事業(衛生管理機器の導入支援)

口蹄疫の侵入に備えて、畜産農家が自己防疫体制を強化するために必要となる、動力噴霧器及び簡易車両消毒装置のリース導入を支援します。

(定額、1/2以内)(事業実施主体:農業者団体等)

お問い合わせ先

(要望・相談等お気軽にお問い合わせください。)

農林水産省

九州農政局 福岡農政事務所 tel:092-281-8261(代)

農政推進課 担当:事業係 fax:092-281-3202

内容は農林水産省ホームページからもご覧いただけます。

(URL)<http://www.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/index.html>

※注意点

このパンフは、平成23年度版の事業紹介ですが、既に事業募集が終了しているものもあります。詳しくはお問い合わせください。

また、平成23年度の事業要望の他、24年度に向けた事業要望・相談がありましたらお問い合わせください。